

下水道への接続にご協力ください

私たちが快適で衛生的な生活環境を保持していくために、家庭や工場などで使用され汚れてしまった水（汚水）を処理することは必要不可欠です。汚れた水のまま河川などへ排出されては、私たち人間にとっても、自然にいる生き物にとっても住みにくい環境になってしまいます。

大田原市では、より良い生活環境を推進していくため、下水道の整備工事を実施しています。

下水道が整備された地域から、それぞれの家庭が下水道に接続していただくことで快適で衛生的な生活をしていただくとともに、河川などの環境保全にもつながっていきます。

●下水道の働き

・家庭や工場などから出た汚水は下水管から下水処理場を集められ、きれいにしてから河川に戻しているため、川や海の環境が守られます。

・側溝や河川に汚水が直接流れず、害虫の発生や伝染病を防ぐはたらきがあります。

●下水道接続の際の注意点

- ・排水設備工事は、定められた基準に従って正しく施工されなければならぬため、下水道接続の際には大田原市排水指定工事店に依頼してください。
- ・工事を依頼する前に指定工事店か

額、工法、工事期間などを十分に確認してから工事の契約をしてください。

●下水道につながるための水洗便所改造資金融資あっせん制度

下水道への接続に関する工事費を金融機関から借り入れた場合、借り入れに伴う利子を市が負担します（限度額は1戸につき45万円）。利用条件などがありますので、事前に工事を依頼する排水指定工事店または市下水道課維持係までご確認ください。

●公共下水道、農業集落排水は正しく使いましゅう

終末処理場などの下水道施設は皆様の快適な生活を支えるため、年中無休で動いています。しかし、正しく利用されない場合、本管が詰まったりポンプが壊れたりして快適な生活が損なわれることがあります。また、異物の流入によるトラブルが後を絶たず、ポンプ施設の故障する危険性が依然として高い状態にあります。

●次のことをよく守り、みんなの下水道を正しく使いましゅう

- ・トイレにはトイレットペーパー以外のものを流さないでください。（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ など）
- ・台所からの野菜くずやてんぷら油などは流さないでください。特に飲食店などに設置してあるグリストラップは定期的に油の引き抜き

を行い、下水管への流出を防いでください。

・雨水は流さないでください。下水管へ流せるのは家庭からの汚水のみです。

■問い合わせ

下水道課維持係
TEL (23) 8712

羽田沼とその周辺の自然の再生に取り組んでいます。白鳥にエサを与えないでください。

羽田沼とその下流の水路は、国指定天然記念物ミヤコタナゴの生息地保護区に指定されています。しかしながら、毎年の生息調査では平成14年度以降ミヤコタナゴは確認されておらず、この原因のひとつとして羽田沼における水鳥への過度のエサやりによる水質悪化が指摘されています。

今年水鳥へのエサは「羽田沼白鳥を守る会」が必要な分だけを与えることとしていますので、羽田沼に来ていただく皆さんには、水鳥へのエサやりを控えていただきたいと思います。

どうか羽田沼とその周辺の自然再生に向けた活動にご協力をお願いします。

■問い合わせ

環境省関東地方環境事務所
野生生物課
TEL 048(600)0817
県自然環境課

TEL 028(623)3261
生涯学習課文化財係

TEL (98) 7115

市商工観光課観光交流係
TEL (23) 8709

広域クリーンセンター大田原ダイオキシン類測定分析結果

広域クリーンセンター大田原の排出ガスについて、ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定に基づき、平成22年9月2日ダイオキシン類の濃度測定を実施しました。分析結果は、1号煙突、2号煙突とも各排出基準を下回りました。

項目		単位: ng-TEQ/m ³ N
測定値	1号煙突	0.00070
	2号煙突	0.00057
ガイドライン 排出基準 (法定排出基準)		0.1 以下 (1.0 以下)
自己規制値※		0.05 以下

※自己規制値 広域クリーンセンター大田原が独自に設定した基準値です。

■問い合わせ

広域クリーンセンター大田原
TEL (20) 2270